【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和８年11月13日
【中間会計期間】	第72期中（自　令和８年４月１日　至　令和８年９月30日）
【会社名】	カワセコンピュータサプライ株式会社
【英訳名】	KAWASE COMPUTER SUPPLIES CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　川瀬　啓輔
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座七丁目16番14号　銀座イーストビル
【電話番号】	03(3541)2281
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長兼最高財務責任者　田宮　貴広
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座七丁目16番14号　銀座イーストビル
【電話番号】	03(3541)2281
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長兼最高財務責任者　田宮　貴広
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡県福岡市中央区天神二丁目14番２号） カワセコンピュータサプライ株式会社　関西支社 （大阪府大阪市中央区久太郎町一丁目４番８号　ＮＴＰＲ堺筋本町ビル）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第71期 中間会計期間	第72期 中間会計期間	第71期
会計期間		自　令和７年４月１日 至　令和７年９月30日	自　令和８年４月１日 至　令和８年９月30日	自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日
売上高	(千円)	1,441,060	1,419,358	2,797,086
経常利益	(千円)	67,157	26,999	75,858
中間（当期）純利益	(千円)	62,821	31,540	66,992
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	―	―	―
資本金	(千円)	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数	(株)	5,160,000	5,160,000	5,160,000
純資産額	(千円)	2,446,400	2,524,324	2,486,728
総資産額	(千円)	3,359,778	3,506,694	3,435,948
１株当たり中間（当期）純利益	(円)	13.53	6.86	14.35
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	(円)	―	―	―
１株当たり配当額	(円)	―	―	3.00
自己資本比率	(%)	72.8	72.0	72.4
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	125,848	118,543	243,976
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△60,417	2,489	△81,809
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△100,616	△83,696	△148,132
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	(千円)	1,076,837	1,163,587	1,126,280

（注）１　当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２　当社は関連会社を有していないため、持分法を適用した場合の投資利益については、記載しておりません。
３　潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国経済は、中東情勢の影響もあって一部に弱めの動きもみられますが、緩やかに回復していると思われ、企業の業況感も改善した水準となっております。一方関税政策による輸出採算悪化の影響などが製造業でみられる他、ウクライナや中東地域の情勢の影響等による資源価格の高騰や金融資本市場の変動等により先行きが不透明な状況が継続しております。

ビジネスフォーム業界におきましては、帳票や伝票などの電子化による需要減少、印刷用紙をはじめとした資材、物流コストや人件費の上昇等厳しい状況が続いています。

このような状況のもと、自社保有の大型設備の稼働率向上に向けたＢＰＯ案件の獲得や、官公庁外郭団体をはじめとした新規開拓や既存先の取引深耕を目指した営業活動を展開してまいりました。また、安定的な生産基盤を目指し、適切な人員配置による生産性の向上や無駄な生産工数削減、資材価格などの高騰へ対応するため購入先の見直しや代替品の検討など原価改善に取り組んでまいりました。

この結果、売上高は1,419百万円（前年同期は1,441百万円）、経常利益26百万円（前年同期は67百万円）、中間純利益31百万円（前年同期は62百万円）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

（ビジネスフォーム事業）

新型コロナウィルス感染症拡大防止を契機とした各企業のテレワークの定着化による業務の電子化、広範囲にわたる物価上昇による企業のコスト見直しが価格競争を刺激しており、ビジネスフォーム事業全体における需要は減少傾向にあります。このような状況ではあるものの、売上高は24百万円増加し788百万円（前年同期は764百万円）となりました。セグメント利益は、原材料等の高騰や人件費の引き上げもあり、前年同期と比べ２百万円減少し68百万円（前年同期は70百万円）となりました。

（情報処理事業）

官公庁案件の受注獲得に注力しましたが、売上高は前年同期と比べ45百万円減少し630百万円（前年同期は676百万円）となりました。セグメント利益は、ビジネスフォーム事業と同様にインク、トナー、糊等の資材高騰の影響に加え、売上高が減少したこともあり前年同期と比べ20百万円減少し111百万円（前年同期は131百万円）となりました。

（資産の部）

流動資産は、前事業年度末と比べ33百万円増加し、1,633百万円となりました。これは主に「現金及び預金」が37百万円、「商品及び製品」が24百万円、「その他」に含まれる「前払費用」が12百万円それぞれ増加し、「受取手形及び売掛金」が33百万円、「その他」に含まれる「立替金」が５百万円それぞれ減少したことによるものです。

固定資産は、前事業年度末と比べ37百万円増加し、1,873百万円となりました。これは主に「投資有価証券」が64百万円増加し、有形固定資産及び無形固定資産において25百万円の設備投資を行ったものの、減価償却費48百万円を計上したことによるものです。

（負債の部）

流動負債は、前事業年度末と比べ26百万円増加し、705百万円となりました。これは主に「その他」に含まれる「未払金」が15百万円、「前受金」が24百万円それぞれ増加し、「買掛金」が５百万円、「未払法人税等」が４百万円、「その他」に含まれる「リース債務」が５百万円それぞれ減少したことによるものです。

固定負債は、前事業年度末と比べ６百万円増加し、277百万円となりました。これは主に「その他」に含まれる「繰延税金負債」が21百万円、「その他」に含まれる「割賦未払金」が10百万円それぞれ増加し、「その他」に含まれる「リース債務」が26百万円減少したことによるものです。

（純資産の部）

純資産の部は、前事業年度末と比べ37百万円増加し、2,524百万円となりました。これは主に中間純利益を31百万円計上したものの、配当金を14百万円支払い、「自己株式」が20百万円、「その他有価証券評価差額金」が42百万円それぞれ増加したことによるものです。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物は、営業活動により118百万円の収入、投資活動により2百万円の収入、財務活動により83百万円の支出があったことにより、前事業年度末に比べ37百万円増加し、1,163百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間は、主に「税引前中間純利益」が36百万円、非現金支出費用の「減価償却費」が48百万円、「売上債権の減少額」が41百万円、「その他」に含まれる「前受金の増加額」が24百万円それぞれ収入となり、「棚卸資産の増加額」が24百万円支出であったことにより、営業活動によるキャッシュ・フローは118百万円の収入（前年同期は125百万円の収入）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間は、主に「保険積立金の解約による収入」が32百万円の収入となり、「無形固定資産の取得による支出」が12百万円、「保険積立金の積立による支出」が16百万円それぞれ支出したことにより、投資活動によるキャッシュ・フローは２百万円の収入（前年同期は60百万円の支出）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間は、主に「自己株式の取得による支出」が37百万円、「リース債務の返済による支出」が31百万円、「配当金の支払額」が14百万円それぞれ支出であったことにより、財務活動によるキャッシュ・フローは83百万円の支出（前年同期は100百万円の支出）となりました。

(3) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、経営方針・経営戦略等に重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当中間会計期間の研究開発費の総額は、１百万円であります。

(6) 従業員数

当中間会計期間において、従業員数の著しい増減はありません。

(7) 生産、受注及び販売の実績

当中間会計期間において、生産、受注及び販売実績に著しい変動はありません。

(8) 主要な設備

当中間会計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前事業年度末における計画の著しい変更はありません。

3【重要な契約等】

当中間会計期間において、重要な契約等は行われておりません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	20,640,000
計	20,640,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数（株） （令和８年９月30日）	提出日現在発行数 （株） （令和８年11月13日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,160,000	5,160,000	福岡証券取引所 （本則市場）	単元株式数は100株であります。
計	5,160,000	5,160,000	－	－

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 （株）	発行済株式 総数残高 （株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金 増減額 （千円）	資本準備金 残高 （千円）
令和８年４月１日～ 令和８年９月30日	－	5,160,000	－	100,000	－	620,825

（５）【大株主の状況】

令和８年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
山田株式会社	京都市下京区新町通高辻上る岩戸山町435番地	665	14.59
山田　芳弘	京都市右京区	400	8.77
濵田　栄太郎	横浜市中区	240	5.26
川瀬　啓輔	東京都中央区	239	5.24
川瀬　三郎	兵庫県西宮市	180	3.94
株式会社サイブリッジ	東京都中央区日本橋室町１丁目１３－１	160	3.52
山田　眞沙子	京都市右京区	160	3.51
山田　幸司	京都市右京区	154	3.37
山下　敬弘	茨城県土浦市	153	3.37
中島　隆	大阪府寝屋川市	150	3.29
計	―	2,502	54.90

（注）１．「発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合」は、小数点第３位を切り捨てております。

２．令和８年10月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、濵田栄太郎が令和８年10月21日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社は令和８年９月30日現在で確認ができた実質所有株式数を記載しております。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者　濵田栄太郎

住所　　神奈川県横浜市中区

保有株券等の数　株式　473,600株

株券等保有割合　9.18%

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

令和８年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 602,300	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 4,553,100	45,531	―
単元未満株式	普通株式 4,600	―	１単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	5,160,000	―	―
総株主の議決権	―	45,531	―

（注）１　「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数10個が含まれております。

２　「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式12株が含まれております。

３　令和８年５月14日開催の取締役会決議に基づき、自己株式131,100株を取得しております。

４　令和８年７月24日開催の取締役会決議に基づき、自己株式80,000株を令和８年８月24日に譲渡制限付株式報酬として処分しております。

５　令和８年８月19日開催の取締役会決議の基づき、自己株式82,000株を取得しております。

②【自己株式等】

令和８年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 （株）	他人名義 所有株式数 （株）	所有株式数 の合計 （株）	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合（%）
（自己保有株式） カワセコンピュータ サプライ株式会社	東京都中央区銀座 七丁目16番14号 銀座イーストビル	602,300	―	602,300	11.67
計	―	602,300	―	602,300	11.67

２【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第４【経理の状況】

１．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第１編及び第３編の規定により第１種中間財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間会計期間（令和８年４月１日から令和８年９月30日まで）に係る中間財務諸表について、仰星監査法人による期中レビューを受けております。

３．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1【中間財務諸表】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (令和８年３月31日)	当中間会計期間 (令和８年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,126,280	1,163,587
受取手形及び売掛金	343,247	310,161
商品及び製品	19,495	43,648
仕掛品	18,035	19,886
原材料及び貯蔵品	46,137	44,426
その他	46,947	51,741
貸倒引当金	△35	△31
流動資産合計	1,600,108	1,633,420
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	173,955	176,570
土地	409,900	409,900
その他（純額）	273,333	235,750
有形固定資産合計	857,189	822,221
無形固定資産	21,281	33,779
投資その他の資産		
投資有価証券	660,763	724,805
その他	296,606	292,467
投資その他の資産合計	957,370	1,017,272
固定資産合計	1,835,840	1,873,273
資産合計	3,435,948	3,506,694
負債の部		
流動負債		
買掛金	132,396	127,033
短期借入金	300,000	300,000
未払法人税等	9,057	4,528
賞与引当金	32,925	31,447
その他	204,120	242,260
流動負債合計	678,500	705,271
固定負債		
退職給付引当金	52,196	52,675
役員退職慰労引当金	31,489	31,888
その他	※1 187,033	※1 192,535
固定負債合計	270,719	277,099
負債合計	949,220	982,370
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	1,749,430	1,746,953
利益剰余金	634,222	651,690
自己株式	△111,222	△131,283
株主資本合計	2,372,430	2,367,360
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	114,297	156,963
評価・換算差額等合計	114,297	156,963
純資産合計	2,486,728	2,524,324
負債純資産合計	3,435,948	3,506,694

（２）【中間損益計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　令和７年４月１日 至　令和７年９月30日）	当中間会計期間 （自　令和８年４月１日 至　令和８年９月30日）
売上高	1,441,060	1,419,358
売上原価	1,044,476	1,049,332
売上総利益	396,584	370,026
販売費及び一般管理費	※1 344,368	※1 354,553
営業利益	52,215	15,473
営業外収益		
受取利息	5,992	6,159
受取配当金	3,893	4,979
作業くず売却益	634	613
保険解約返戻金	2,345	92
その他	7,022	4,471
営業外収益合計	19,888	16,316
営業外費用		
支払利息	4,770	4,284
その他	175	505
営業外費用合計	4,946	4,790
経常利益	67,157	26,999
特別利益		
投資有価証券売却益	699	9
保険解約返戻金	―	9,026
特別利益合計	699	9,035
特別損失		
固定資産除却損	0	―
投資有価証券売却損	508	―
特別損失合計	508	―
税引前中間純利益	67,349	36,034
法人税、住民税及び事業税	4,528	4,494
法人税等合計	4,528	4,494
中間純利益	62,821	31,540

（３）【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 (自　令和７年４月１日 至　令和７年９月30日)	当中間会計期間 (自　令和８年４月１日 至　令和８年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	67,349	36,034
減価償却費	52,033	48,198
賞与引当金の増減額（△は減少）	△5,005	△1,478
退職給付引当金の増減額（△は減少）	306	479
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	△11,568	399
株式報酬費用	7,994	7,802
受取利息及び受取配当金	△9,885	△11,138
支払利息	4,770	4,284
売上債権の増減額（△は増加）	78,766	33,086
棚卸資産の増減額（△は増加）	△6,889	△24,293
仕入債務の増減額（△は減少）	△37,232	△5,362
未払消費税等の増減額（△は減少）	△22,342	2,379
その他	8,840	28,351
小計	127,137	118,742
利息及び配当金の受取額	9,895	11,158
利息の支払額	△4,248	△4,327
法人税等の支払額	△6,936	△7,030
営業活動によるキャッシュ・フロー	125,848	118,543
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△53,977	△446
無形固定資産の取得による支出	△4,958	△12,156
投資有価証券の取得による支出	△533	△0
投資有価証券の売却による収入	1,729	102
保険積立金の積立による支出	△14,040	△16,778
保険積立金の払戻による収入	7,763	－
保険積立金の解約による収入	3,598	32,265
敷金及び保証金の差入による支出	－	△814
敷金及び保証金の回収による収入	－	316
投資活動によるキャッシュ・フロー	△60,417	2,489
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△10,000	－
長期借入金の返済による支出	△8,332	－
自己株式の取得による支出	△15,536	△37,498
リース債務の返済による支出	△43,288	△31,700
配当金の支払額	△23,458	△14,062
その他	－	△434
財務活動によるキャッシュ・フロー	△100,616	△83,696
現金及び現金同等物に係る換算差額	5	△29
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△35,179	37,307
現金及び現金同等物の期首残高	1,112,016	1,126,280
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 1,076,837	※1 1,163,587

【注記事項】

（中間貸借対照表関係）

※１　資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前事業年度 （令和８年３月31日）	当中間会計期間 （令和８年９月30日）
投資その他の資産	8,840千円	9,040千円

（中間損益計算書関係）

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　令和７年４月１日 至　令和７年９月30日）	当中間会計期間 （自　令和８年４月１日 至　令和８年９月30日）
給料手当及び賞与	90,134千円	103,575千円
賞与引当金繰入額	13,653千円	13,217千円
役員退職慰労引当金繰入額	472千円	399千円

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　令和７年４月１日 至　令和７年９月30日）	当中間会計期間 （自　令和８年４月１日 至　令和８年９月30日）
現金及び預金	1,076,837千円	1,163,587千円
現金及び現金同等物	1,076,837千円	1,163,587千円

（株主資本等関係）

Ⅰ　前中間会計期間（自　令和７年４月１日　至　令和７年９月30日）

１．配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和７年６月27日定時株主総会	普通株式	23,466	5	令和７年３月31日	令和７年６月30日	利益剰余金

２．基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の金額の著しい変動

当社は、令和７年４月14日開催の取締役会決議に基づき、自己株式67,600株の取得を行いました。また、令和７年７月28日開催の取締役会決議に基づき、自己株式65,000株を令和７年８月26日に譲渡制限付株式報酬として処分しております。この結果、当中間会計期間において自己株式が129千円増加し、当中間会計期間末において自己株式が111,222千円となっております。

Ⅱ　当中間会計期間（自　令和８年４月１日　至　令和８年９月30日）

１．配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和８年６月25日定時株主総会	普通株式	14,072	3	令和８年３月31日	令和８年６月26日	利益剰余金

２．基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の金額の著しい変動

当社は、令和８年５月14日開催の取締役会決議に基づき、自己株式131,100株の取得を行いました。また、令和８年７月24日開催の取締役会決議に基づき、自己株式80,000株を令和８年８月24日に譲渡制限付株式報酬として処分しております。また、令和８年８月19日開催の取締役会決議に基づき、自己株式82,000株の取得を行いました。この結果、当中間会計期間において自己株式が20,061千円増加し、当中間会計期間末において自己株式が131,283千円となっております。

（セグメント情報等）

Ⅰ　前中間会計期間（自　令和７年４月１日　至　令和７年９月30日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額（注）１	中間損益計算書計上額（注）２
	ビジネスフォーム事業	情報処理事業	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	764,781	676,278	1,441,060	－	1,441,060
外部顧客への売上高	764,781	676,278	1,441,060	－	1,441,060
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－	－
計	764,781	676,278	1,441,060	－	1,441,060
セグメント利益	70,323	131,934	202,257	△150,042	52,215

（注）１．「調整額」の区分は全社費用を記載しております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

２．セグメント利益は、中間損益計算書の営業利益と調整を行っています。

Ⅱ　当中間会計期間（自　令和８年４月１日　至　令和８年９月30日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額（注）１	中間損益計算書計上額（注）２
	ビジネスフォーム事業	情報処理事業	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	788,990	630,367	1,419,358	－	1,419,358
外部顧客への売上高	788,990	630,367	1,419,358	－	1,419,358
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－	－
計	788,990	630,367	1,419,358	－	1,419,358
セグメント利益	68,194	111,596	179,790	△164,317	15,473

（注）１．「調整額」の区分は全社費用を記載しております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

２．セグメント利益は、中間損益計算書の営業利益と調整を行っています。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

（１株当たり情報）

１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 （自　令和７年４月１日 至　令和７年９月30日）	当中間会計期間 （自　令和８年４月１日 至　令和８年９月30日）
１株当たり中間純利益	13円53銭	６円86銭
（算定上の基礎）		
中間純利益（千円）	62,821	31,540
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る中間純利益（千円）	62,821	31,540
普通株式の期中平均株式数（千株）	4,644	4,600

（注）　潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

２【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

令和８年11月11日

カワセコンピュータサプライ株式会社

取　締　役　会　　御　中

仰星監査法人
大阪事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　里見　優

指定社員
業務執行社員　公認会計士　坂戸　純子

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているカワセコンピュータサプライ株式会社の令和８年４月１日から令和９年３月31日までの第72期事業年度の中間会計期間（令和８年４月１日から令和８年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カワセコンピュータサプライ株式会社の令和８年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
・　継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、期中財務諸表に係る我が国において一般

に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。**

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。